(平成 17 年 11 月 1 日訓令第 61 号)

### (趣旨)

第1条 この訓令は、本市における中高層建築物の建築に伴って生ずる電波障害の防止について必要な事項を定め、電波障害に関する紛争(以下「紛争」という。)を未然に防止することにより、地域住民の良好な居住環境の保全に資するため、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

- 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 中高層建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物で、 地盤面から高さがおおむね10メートルを超えるものをいう。
- (2) 電波障害 放送電波の受信に障害を生ずることをいう。
- (3) 建築主等 中高層建築物の建築主、設計者、工事監理者又は工事施工者をいう。
- (4) 近隣居住者等 中高層建築物の建築に伴って電波障害を受けると予想される住戸等の 所有者、占有者又は管理者をいう。

### (当事者の責務)

- 第3条 建築主等は、中高層建築物の建築を計画するに当たっては、周辺の居住環境に及ぼす影響を十分に配慮するとともに、良好な近隣関係を損わないように努めるものとする。
- 2 建築主等及び近隣居住者等は、紛争が生じたときは、相互の立場を尊重し、互譲の精神を もって自主的に解決するように努めるものとする。

### (電波障害に対する措置)

- 第4条 市長は、電波障害が生ずるおそれのある中高層建築物を建築しようとする建築主等 に対し、あらかじめ電波障害の発生が予想される周辺地域の受信状況の調査及び必要な措置を求めることができるものとする。
- 2 市長は、中高層建築物の建築工事中又は建築完了後に電波障害が生じた場合には、建築主 等に対し速やかに障害排除に必要な措置を求めることができるものとする。
- 3 建築主等は、電波障害排除のための共同受信施設の設置等必要な措置を講じたときには、 当該施設の維持管理について必要な事項を近隣居住者等と協議するものとする。
- 4 建築主等は、第1項又は第2項に定める必要な措置を講ずる場合には、放送電波の受信 障害調査について経験と技術的能力を有する関係機関の指導を受けるものとする。

# (関係書類の提出)

- 第5条 建築主等は、中高層建築物を建築しようとする場合には、確認申請書を建築主事に 提出するときに、電波障害防止に関する誓約書(様式第1号)を市長に提出するものとする。
- 2 建築主等は、前条第3項による協議をした場合には、電波障害対策協議報告書(様式第2 号)を市長に提出するものとする。

### (紛争の調整)

- 第6条 中高層建築物の建築に伴って、建築主等と近隣居住者等との間に紛争が生じ、当事者間で話し合いによる解決ができず、建築主等又は近隣居住者等から紛争の調整について要請があった場合には、市長は、当該紛争に係る調整を行うことができる。
- 2 市長は、前項の調整を行う場合は、必要に応じて、関係当事者及び関係機関の出席を求めることができる。

# 附則

この訓令は、平成17年11月1日から施行する。

電波障害防止に関する誓約書					
		年	月 日		
酒田市長	あて				
建築主	住所				
	氏名		印		
設計者	住所				
	氏名		(II)		
工事監理者	住所				
	氏名		(FI)		
工事施工者	住所				
	氏名				
このたび酒田市に建築を予定している中					
高層建築物については、「酒田市中高層建築物による電波障害等の防止に関する指導要綱」					
に基づく市の指導に従い、電波障害について近隣居住者との間に紛争が生じないように努					
めるとともに、紛争が生じた場合は、建築主等の責任において誠意をもって紛争解決に当					
たることを誓約します。					

# 電波障害対策協議報告書

年 月 日 酒田市長 あて 住所 建築主 氏名 住所 設 計 者 氏名 住所 工事監理者 氏名 住所 工事施工者 氏名

酒田市中高層建築物による電波障害等の防止に関する指導要綱第 5 条第 2 項の規定に基づき、電波障害の対策について次のとおり協議したので報告します。

建築物	名称	場所
	調査時期	調査者の住所
調	年月日から年月日まで	調査者の氏名
査	共同アンテナの設置1 要2 不要	アンテナ用配線管の設置1 要2 不要
	問題点	
解	共同受信施設を設置する (内容は右のとおり)	共同受信施設の設置者
	次の措置を講ずる	共同受信施設の維持管理者
決		共同受信施設の維持管理方法
策		協定、覚書等の有無 1 有 2 無 3 未定
関係機関の		1 有 2 無 3 未定
意見		